

【2025年12月3日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第182号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「労働契約等解説セミナー」を開催中
2. 外国人雇用状況の届出について
在留カード等 読取アプリケーションを積極的にご活用ください
3. 従業員の育成・技能向上に取り組む建設事業主の皆さまへ
人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コースのご案内
4. 12月18日開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第8回テーマは「テレワーク社員のマネジメントと評価は難しい」
5. 事業主・労働者の皆さまへ
年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
6. 12月・1月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
仕事と育児・介護・柔軟な働き方 ～いま、企業に求められる対応とは～
7. 「仕事と育児・介護の両立」のために無料支援をご利用ください
企業の状況をお伺いしながら、現状の課題に沿った実務的なアドバイスを行います
8. 令和7年度 第3回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します
9. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】
10. 全国47都道府県に設置 働き方改革推進支援センター」をご活用ください【再掲】

【トピック1】「労働契約等解説セミナー」を開催中

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員の方々などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

■開催概要

中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からのご依頼により、講師を派遣し開催します。

- ・ 費用：無料
- ・ 対象：中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体
- ・ 講師：社会保険労務士または弁護士
- ・ 開催方法：会場形式またはオンライン形式

※ご依頼者の希望により、ハイブリッド形式にも対応可能です。

- ・ 開催期間：2026年2月まで

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/consult.html>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」運営事務局

株式会社読売エージェンシー（委託先）

TEL：03-5226-9919（受付時間：平日 10 時～17 時）

【トピック 2】外国人雇用状況の届出について

在留カード等 読取アプリケーションを積極的にご活用ください

外国人労働者の雇入れ時と離職時に届け出る義務がある、外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード等の提示を求め、届け出る事項を確認することが法令で義務づけられています。

確認に当たって、在留カード等読取アプリケーションを積極的にご活用いただき、外国人雇用状況の適正な届出にご協力ください。

【詳細はこちら】

在留カード等 読取アプリケーションを積極的にご活用ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/001572156.pdf>

【トピック 3】従業員の育成・技能向上に取り組む建設事業主の皆さまへ 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コースのご案内

建設労働者の技能向上のための実習(技能実習)を実施する建設事業主の皆さまへ、費用の一部を助成しています。

助成金を活用して、現場の生産性向上につなげませんか？

■経費助成

- ・助成対象者:技能実習を実施する建設事業主
(中小企業ではない建設事業主の方は、女性建設労働者に係る技能実習を実施する場合に限り助成対象となります。)
- ・支給額:技能実習の実施に要した費用のうち、一定の割合
(支給される割合は、企業の雇用する雇用保険被保険者数等によって変わります。)

■賃金助成

- ・助成対象者:雇用する建設労働者に技能実習を受講させる中小建設事業主
 - ・支給額:技能実習を受講した建設労働者1人あたり日額 8,550 円または 7,600 円
(企業の雇用する雇用保険被保険者数が 20 人以下の場合は日額 8,550 円、21 人以上の場合は日額 7,600 円となります。)
- ※その他、特定の要件を満たすことで上乗せして受給できる場合があります。

詳細はリーフレットをご覧くださいか、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

【人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース) リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001594367.pdf>

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック4】12月18日開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第8回テーマは「テレワーク社員のマネジメントと評価は難しい」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークには多くのメリットがあります。

今回のテーマは「テレワーク社員のマネジメントと評価は難しい」です。

また、特別講演として、株式会社プラネットファイブ 代表取締役 田中和彦氏をお招きし、テレワークマネジメントの原理原則やテレワークにおけるマネジメントプロセスなどについて解説いただきます。

テレワークでは、部下の業務状況が把握しづらく、コミュニケーション不足や評価の曖昧さが課題となります。成果と過程の両方をどう評価するか、モチベーション維持をどう図るかも悩みの種です。しかし、明確な目標設定と進捗共有の仕組み、オンライン会議やチャットでの定期的な対話を取り入れれば、意外とスムーズに解決可能です。

本セミナーではその実践方法を解説し、さらに労務管理の専門家を交え、労務管理の留意点を、分かりやすく説明します。

【セミナー内容】

- ・特別講演 株式会社プラネットファイブ 代表取締役 田中和彦 氏
- ・テレワーク導入企業の好事例紹介(株式会社プログレス様)

- ・テレワーク導入事例&ICTにおける留意点
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

テレワーク社員のマネジメントと評価についてお悩みの企業・団体の皆さま、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

開催日時日時:12月18日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワーク総合ポータルサイト>セミナー・イベント>テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/1218.html>

【トピック5】事業主・労働者の皆さまへ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

年次有給休暇の取得は、労働者にとっては心身がリフレッシュできる効果が、会社にとっては生産性の向上や会社のイメージアップなど大きなメリットがあります。

そのためには、一層の取得促進に向け、計画的に休暇取得日を設定することや、1 時間単位で年次有給休暇を取得することについて労使で話し合い、導入・活用することが効果的です。

年次有給休暇を上手に活用し、よりよい年末年始となるよう、事業主と労働者(労使)が一体となって、これらの導入・活用をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

■詳細はこちら

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック6】12 月・1 月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
仕事と育児・介護・柔軟な働き方 ～いま、企業に求められる対応とは～

令和 7 年 4 月・10 月に施行された育児・介護休業法の内容を踏まえ、従業員が仕事と育児・仕事と介護を両立しながら安心して働けるよう、社内規定の見直しや環境整備が求められています。

法改正に伴う社内環境整備にお悩みの企業の皆さま、ぜひセミナーにご参加ください。

また、会場型セミナーでは、1社につき1名の両立支援プランナーが同席し、企業のお悩みや質問にセミナー内で対応する伴走型セミナーを実施します。

該当地域の皆さま、ぜひこの機会をお見逃しなく。

【オンラインセミナー】

■仕事と育児の両立支援セミナー

両立支援が組織を強くする ～令和 6 年法改正と実践～

12 月 12 日(金) 14:00～15:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10606/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

12 月 23 日(火) 14:00～15:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10611/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

1月14日(水) 14:00～15:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10640/>

■仕事と育児の両立支援セミナー

両立支援が組織を強くする ～令和6年法改正と実践～

1月20日(火) 14:00～15:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10644/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

1月27日(火) 11:00～12:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10642/>

【会場開催:伴走型セミナー】

■島田市 共催セミナー

第1部 共働き・共育で時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

1月21日(水) 13:00～15:40

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10621/>

■仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー ～法改正対応と柔軟な働き方～

大阪市会場開催

第1部 共働き・共育で時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

1月22日(木) 13:00～16:10

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10623/>

【トピック7】「仕事と育児・介護の両立」のために無料支援をご利用ください
企業の状況をお伺いしながら、現状の課題に沿った実務的なアドバイスを行います

企業の抱える課題やお悩みに対し、「仕事と家庭の両立支援プランナー」が無料で支援を行います。

育児・介護休業を取得する従業員のために、人事労務ご担当者様がプランを策定できるよう「育休復帰支援プラン」「介護復帰支援プラン」等の策定方法や活用できるツールもご案内します。

ぜひ無料支援をご利用いただき、従業員が働きやすい職場環境を整えましょう。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

TEL:03-5542-1740

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

【トピック8】令和7年度 第3回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

厚生労働省は、令和7年 12 月 16 日に、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している企業・団体を対象に、「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン(ウェビナー)併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この相談会では、「団体等検定制度」に関する説明を行うとともに、検定制度の立ち上げ方、試験基準の策定手順など、具体的な検定制度の創設支援等についての相談を受け付けます(※)。制度に少しでも関心をお持ちの方は、お気軽にご参加ください。

※相談会当日のご相談の枠は限りがあります。もし別途ご相談を希望される場合は、出張相談会終了後に、改めて日程調整をします。

団体等検定制度は、職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号)第 71 条の 2 第1項に基づき、職業能力検定認定規程(昭和 59 年労働省告示第 88 号)に定める一定の

基準を満たす民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができるほか、専用ロゴマークを使用することができます。

制度に少しでも関心をお持ちの方は、気軽にご参加ください。

【開催日時】

12月16日(火) 14時00分～16時00分

【開催場所】

ホテルグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区市谷本村町 4-1)

※オンライン併用

【お申し込み先】

申し込みフォーム

<https://www.mhlw.go.jp/content/11806001/001596624.pdf>

【詳細はこちら】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65852.html

【再掲】-----

【トピック9】「教育訓練休暇給付金」が創設されました

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した30日以上が無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要

があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック10】全国 47 都道府県に設置

「働き方改革推進支援センター」をご活用ください

全国 47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置しています。

このセンターでは、中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、働き方改革に関するさまざまな課題について、個別相談、コンサルティング、セミナーを実施しています。いずれも無料です。ぜひお気軽にご活用ください。

【支援テーマ例】

※あくまで一例です。詳細はお近くの働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。

- ・ 長時間労働の是正
- ・ 同一労働同一賃金の実現
- ・ 人手不足解消に向けた雇用管理改善
- ・ 就業規則・賃金規定の見直し
- ・ 助成金の活用方法
- ・ 多様な正社員制度の導入支援 など

【詳細・お申込みはこちら】

働き方改革特設サイト(無料相談窓口)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

(※)本事業は厚生労働省の委託により、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。